

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス (建築工事を除く))

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

本業務は、電子契約システム対象案件である。

令和3年7月26日

分任支出負担行為担当官

伏木富山港湾事務所長 古池 清一

1. 業務概要

(1) 業務名 伏木富山港浚渫排砂時における底質環境影響検討業務

(2) 業務内容

本業務は、伏木富山港の事業において発生する浚渫土砂の排砂における底質土砂が環境に与える影響及び対策の検討を行うものである。

(3) 履行期限 令和4年2月28日

(4) 本業務は提出書類、入札等を電子入札システムで行う対象業務である。

なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

(5) 本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式に代えるものとする。

(6) 本業務は、令和3年4月1日時点で満40歳未満の管理技術者を定期的に指導する経験豊富な技術者(以下、技術指導者)を配置できる「若手技術者登用促進型」の試行業務である。なお、技術指導者の配置については、参加表明書の提出者が選択できるものとする。

(7) 本業務は、契約締結後に「積算の内訳」を示す資料を公表する業務である。「積算の内訳」については、契約後に適宜、北陸地方整備局港湾空港部ホームページ(<http://www.pa.hrr.mlit.go.jp/keiyaku/kekka/koujisekkeisyo/>)により公表する。

2. 参加資格

(1) 技術提案書の提出者に要求される資格

技術提案書を提出しようとする者は、以下に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

① 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

② 北陸地方整備局(港湾空港関係)における令和3・4年度「建設コンサルタント等」に係る一般競争(指名競争)参加資格のA等級の決定を受けている者であること。

なお、当該資格の決定を受けていない者も参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時までに、当該資格の決定を受けていなければならない。

③ 北陸地方整備局から指名停止を受けている期間中でないこと。

④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、

国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 技術提案書を提出しようとする者の間に以下の基準①から③のいずれかに該当する関係がないこと。

①資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社の一方が更生会社または更生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア)親会社と子会社の関係にある場合

(イ)親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

②人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア)一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員会である取締役

ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により執行しないこととされている取締役

2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第509条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者

(イ)一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ウ)一方の会社等の管財人が他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3. 技術提案書の提出者を選定するための基準

(1) 参加表明者の同種又は類似の業務実績、業務成績、業務表彰

(2) 配置予定管理技術者の資格、経歴、同種又は類似の業務実績、業務成績、技術者表彰

(3) 当該業務の実施体制（再委託又は技術協力の予定を含む。）

4. 技術提案書を特定するための評価基準

(1) 配置予定技術者の資格、経歴、同種又は類似の業務実績、業務成績、技術者表彰

- (2) 業務内容の理解度、実施手順の妥当性等
- (3) 特定テーマの的確性、実現性等

5. 手続等

(1) 担当部局

〒930-0856 富山県富山市牛島新町11-3
北陸地方整備局伏木富山港湾事務所 品質管理課
電話 076-441-1905 E-mail: pa.hrr-eb-typ@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

説明書は、「港湾空港関連入札・契約情報(PAS)」からダウンロードすることにより交付する。

HPアドレス: <https://www.pas.ysk.nilim.go.jp/>

交付期間: 令和3年7月26日(月)から平成33年9月2日(木)まで

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法

提出期限: 令和3年8月3日(火) 16時00分

提出場所: 紙入札方式による場合は上記(1)に同じ。

提出方法: 電子入札システムにより提出すること。

ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式による場合は、持参、郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。)に限る。

(4) 技術提案書の提出期限、提出場所及び方法

提出期限: 令和3年9月3日(金) 16時00分

提出場所: 紙入札方式による場合は上記(1)に同じ。

提出方法: 電子入札システムにより提出すること。

ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式による場合は、持参、郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。)に限る。

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の契約を当該業務の契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 5.(1)に同じ。

(6) 2.に掲げる参加資格の決定を受けていない者も、5.(3)により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時までに、当該資格の決定を受けていなければならない。

(7) 技術提案書に関するヒアリングを行う。

(8) 詳細は説明書による。